

社会福祉法人 地域福祉の会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 地域福祉の会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第3条 理事長が、法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事した時は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 評議員が理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(監事の報酬等))

第4条 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(役員及び評議員の会議出席時の報酬等)

第5条 役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員が、評議員の選任・解任に係る委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が法人及び事業所の運營業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用範囲)

第9条 法人及び事業所の職員を兼務する役員及、評議員及び評議員選任・解任委員には、この規定を適用しない。

(改正)

第10条 本規定の改正は、理事会の議決を経た上で評議員会の決議を経なければならない。

附 則

1. この規定は、平成28年6月1日から施行する。
2. 第8条の変更は令和5年3月19日から施行する。
3. 第5条から第10条、及び別表1，2の変更は令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条・第 4 条・第 5 条・第 6 条・第 7 条関係）

役 員	報 酬	交通費の実費弁償費
理事長 理事 評議員 監事 評議員選任・解任委員 苦情対応第三者委員	1 時間当たり 2,000 円 ・各会議へのリモート参加の場合を含む ・全員の同意の意思表示により決議があ ったものとみなす会議の場合は 1.5 時 間として計算する ・自宅⇄法人の移動時間を含む	・公共交通機関利用の場合 は実費額 ・自家用自動車利用の場合 は 1 km につき 30 円及び 有料道路通行料の実費額

別表 2（第 8 条関係）

旅 費	宿 泊 費	報 酬	その他
実 費	1 泊 15,000 円	日額 10,000 円	実費額